

湯河原町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 2 月 13 日

湯河原町長 冨田幸宏

湯河原町条例第 4 号

湯河原町手数料条例の一部を改正する条例

湯河原町手数料条例（平成12年湯河原町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料の部(1)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同部(6)の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改め、同項を同部(8)の項とし、同部(5)の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同部(7)の項とし、同項の前に次の1項を加える。

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
---	--------------------------

別表の1 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料の部(4)の項を同部(5)の項とし、同部(3)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同部(4)の項とし、同項の前に次の1項を加える。

<p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
--	---------------------------------

別表の2 消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料の部(2)の款イの項中「第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に、「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表の2 消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料の部(2)の款イの項の改正規定（「第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改める部分を除く。）は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。